

緑区寄り添い型生活支援事業 評価委員会 評価基準

<各評価項目における素点 ※【企業としての取組】を除く>

A(特に優れている)5点、B(標準以上である)4点、C(標準的である)3点、D(標準以下である)2点、E(特に劣っている)1点

No.	関連 様式	評価項目	評価の基準	係数	上限 配点	比率
1 提案者の概要・事業実績					15	7.2%
(1)	4	提案者の概要	本事業を委託する上で、提案者の児童福祉・青少年自立支援及び健全育成関連の事業実績は十分か。	3	15	
(2)		提案者の事業実績				
2 事業実施方針					30	14.3%
(1)	5	事業を取り巻く現状や課題の把握	支援を必要とする世帯の小・中学生及び保護者の現状や課題について、的確かつ十分に理解しているか。	2	10	
(2)		事業実施方針	把握された課題等を踏まえ、事業実施地区における実施方針が適切に立てられているか。	4	20	
3 業務実施内容と実施手法					80	38.1%
(1)	6-1	生活習慣を身に付ける支援	生活習慣の把握方法、支援プログラムの内容、達成状況の評価方法が適切かつ具体的であるか。	4	20	
(2)		学習習慣を身に付ける支援	学習習慣の把握方法、支援プログラムの内容、達成状況の評価方法が適切かつ具体的であるか。	4	20	
(3)	6-2	安心して過ごせる居場所の提供	利用者が安心して過ごせる居場所を提供するための工夫が適切かつ具体的であるか。	4	20	
(4)		利用促進と継続的な利用のための支援	対象者の利用を促進し、利用者が継続的に事業を利用するための支援が適切かつ具体的であるか。	4	20	
4 業務実施体制					40	19.0%
(1)	7	職員確保及び配置の考え方	職種ごとの職員の人材確保と配置の考え方は適切かつ具体的であるか。	4	20	
(2)		職員の教育・研修について	職員に対する教育及び研修計画が適切かつ十分であるか。	4	20	
5 管理運営体制					40	19.0%
(1)	8-1	個人情報の取扱いについて	個人情報の漏えい防止の観点から、管理方法が適切かつ具体的に示されているか。	2	10	
(2)		事故等の防止・対策について	発生時の報告や再発防止策も含め、事故等の防止や感染症等への対策が適切かつ十分であるか。	2	10	
(3)	8-2	苦情等への対応について	利用者からの苦情等に対する対応方法が適切かつ具体的であるか。	2	10	
(4)		区役所等との連携・情報提供について	区役所や学校等の関係機関との連携・情報共有に対する考え方やその方法が適切かつ具体的であるか。	2	10	
【企業としての取組(ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組)】※配点は各1点					5	2.4%
-	-	「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)		-	1	
-	-	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員301人未満のみ加算)		-	1	
-	-	「次世代育成支援対策推進法」による認定の取得(くるみんマーク・プラチナくるみんマーク)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定(えるぼし)の取得、又はよこはまグッドバランス賞の認定の取得		-	1	
-	-	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得		-	1	
-	-	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)		-	1	
合計					210	100.0%